

関税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○ 関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）</p> <p>第十条（省 略）</p> <p>2（省 略）</p> <p>3（省 略）</p> <p>4 法第九十四条の二第三項の規定により関税関係書類（同項に規定する関税関係書類に限る。以下この条において同じ。）に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えようとする保存義務者は、次に掲げる要件（当該保存義務者が法第一百五十五条の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができようようにしている場合には、第六号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従つて当該電磁的記録の保存をしなければならない。</p> <p>一（省 略）</p> <p>二 前号の入力に当たつては、次に掲げる要件（当該保存義務者が同号イ又はロに掲げる方法により当該関税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合にあつては、ロに掲げる要件を除く。）を満たす電子計算機処理システムを使用すること。</p> <p>イ（省 略）</p> <p>ロ 当該関税関係書類の作成又は受領後、速やかに一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に総務大臣が認定する時刻認証業</p>	<p>（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）</p> <p>第十条 同 上</p> <p>2 同 上</p> <p>3 同 上</p> <p>4 同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>二 同 上</p> <p>イ 同 上</p> <p>ロ 当該関税関係書類の作成又は受領後、速やかに一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に一般財団法人日本データ通信協</p>

務（電磁的記録に記録された情報にタイムスタンプを付与する
役務を提供する業務をいう。）に係るタイムスタンプ（次に掲
げる要件を満たすものに限る。以下この号並びに第十条の第三
一項第一号及び第二号において「タイムスタンプ」という。）
を付すこと（当該関係書類の作成又は受領から当該タイム
スタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている
場合にあつては、その業務の処理に係る通常の期間を経過した
後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付すこと。
）。

(1)・(2) (省略)

ハ・ニ (省略)

三〇七 (省略)

五〇九 (省略)

会が認定する業務に係るタイムスタンプ（次に掲げる要件を満
たすものに限る。以下この号並びに第十条の第三一項第一号及
び第二号において「タイムスタンプ」という。）を付すこと（
当該関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付
すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあつて
は、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに
当該記録事項に当該タイムスタンプを付すこと。）。

(1)・(2) 同上

ハ・ニ 同上

三〇七 同上

五〇九 同上